

保有個人情報又は特定個人情報の漏えい等が発生した場合等の対応について（通達）

令和5年3月30日

道本総第4758号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第68条第1項に規定された保有個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第29条の4第1項に規定された特定個人情報の漏えい等（以下総称して「保有個人情報の漏えい等」という。）が発生した場合等の対応については、令和5年4月1日から次のとおり実施することとしたので、その対応に遺漏のないようにされたい。

記

1 個人情報保護委員会への報告及び本人に対する通知

保有個人情報の漏えい等が発生し、若しくは発生したおそれがある場合又は個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に情報提供を行う事態が発生した場合には、北海道警察における個人情報等の管理に関する訓令（令和5年警察本部訓令第15号）第15条に基づく措置を講ずるとともに、委員会が策定した「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（令和4年個人情報保護委員会告示第1号）、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号。以下「特定個人情報ガイドライン」という。）等（以下「訓令等」と総称する。）を適宜参照し、次のとおり対応するものとする。

また、保有個人情報の漏えい等に該当しない特定個人情報の漏えい等（番号利用法第29条の4に規定する特定個人情報の漏えい等を除く。）その他の番号利用法違反の事案又は番号利用法違反のおそれのある事案が発生等した場合についても、特定個人情報ガイドラインに基づき、委員会への報告及び本人への通知が必要となるので、訓令等を参照し、適切に対応するものとする。

ア 委員会への報告（法第68条第1項）

保有個人情報の漏えい等が発生等した場合の委員会への報告に関する事務は、警察本部総務課警察情報センター（以下「警察情報センター」という。）において行うものとする。

イ 本人への通知（法第68条第2項）

保有個人情報の漏えい等が発生等した場合の本人への通知に関する事務は、当該保有個人情報の漏えい等が発生等した所属において行うものとする。

2 警察庁への報告

保有個人情報の漏えい等が発生等した場合には、次の区分に従い、警察庁長官官房総務課及び警察庁主管課に対し、保有個人情報の漏えい等の概要その他の必要な事項を報告するものとする。この場合において、警察庁長官官房総務課への報告は警察情報センターが、警察庁主管課への報告は当該保有個人情報の漏えい等に係る業務を主管する警察本部の課（課に相当するものを含む。）が行うものとする。

ア 直ちに報告を要する場合

- (ア) 個人情報保護法第68条第1項に規定する事態が生じた場合
- (イ) 番号利用法第29条の4第1項に規定する事態が生じた場合

(ウ) (ア)及び(イ)の事項のほか、保有個人情報又は特定個人情報の安全の確保に係る事態が生じ、報道発表をする場合（報道機関の取材等により、報道発表をする前に報道された場合を含む。）

イ 速やかに報告を要する場合

(ア) 特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある場合（アに掲げるものを除く。）

(イ) 番号利用法違反の事案又は同法違反のおそれがある事案が発生した場合（アに掲げるものを除く。）

(ウ) 個人情報保護法第68条第1項に基づく委員会への報告の対象とならない事態であるが、国民の不安を招きかねない事案（例えば、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があった場合、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があった場合等）が発生し、委員会に情報提供をする場合